	研究関連収入	2,433
	補助金等収入	7,781
	寄附金収入	11,270
	その他の業務収入	4,046
	科学研究費助成事業等預り金の増加	51
	預り金の減少	△　15
	業務活動によるキャッシュ・フロー	24,379
Ⅱ	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	定期預金等の取得による支出	△　124,383
	定期預金等の払戻による収入	124,383
	金銭信託の取得による支出	△　570
	金銭信託の払戻による収入	5,004
	有価証券の取得による支出	△　14,938
	有価証券の償還による収入	300
	出資金の分配による収入	308
	有形固定資産の取得による支出	△　58,985
	無形固定資産の取得による支出	△　458
	有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入	1
	施設費による収入	5,855
	小計	△　63,484
	利息及び配当金の受取額	288
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△　63,195
Ⅲ	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	ファイナンス・リース債務の返済による支出	△　1,345
	ＰＦＩ債務の返済による支出	△　233
	割賦債務の返済による支出	△　3
	長期借入金の返済による支出	△　1,135
	国立大学法人等債償還引当特定資産の繰入による支出	△　600
	長期借入れによる収入	40,465
	小計	37,147
	利息の支払額	△　715
	財務活動によるキャッシュ・フロー	36,431
Ⅳ	資金に係る換算差額	△　2
Ⅴ	資金の減少額	△　2,385
Ⅵ	資金期首残高	93,829
Ⅶ	資金期末残高	91,443

利益の処分に関する書類（案）　（単位：百万円）

Ⅰ	当期未処分利益		13,199
	当期総利益	13,199	
Ⅱ	利益処分額		
	積立金	11,937	
	国立大学法人法第35条の２において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額（教育研究の質の向上及び組織運営の改善）		
	目的積立金	1,262	1,262　13,199

注　　記

（重要な会計方針）

当事業年度より、改訂後の国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　令和６年２月21日改訂））及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省　日本公認会計士協会　令和６年６月13日最終改訂）（以下「国立大学法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として期間進行基準を採用しております。

ただし、特殊要因運営費交付金については費用進行基準を採用し、また一定の基幹運営費交付金（ミッション実現加速化経費）については文部科学省の指定に従い業務達成基準を採用しております。

また、国立大学法人大阪大学業務達成基準取扱要領に基づき総長の承認を得たプロジェクト事業については、業務達成基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

建物	５～50年
建物附属設備	３～18年
構築物	３～75年
工具、器具及び備品	２～20年

受託研究収入等により購入した償却資産のうち、令和４年度以前に取得したもの及び令和５年度以降に取得したもので研究期間終了後に他の目的で使用が困難なものは、研究期間を耐用年数としております。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）及び資産除去債務に対応する特定の除却費用等（国立大学法人会計基準第86）に係る減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。